

議第37号

滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例

(滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第3項第2号中「または診療所」を「もしくは介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。)または診療所」に改め、同号ア中「介護老人保健施設」の右に「または介護医療院」を加え、「職員」を「従業者」に改め、同表第6項に次の1号を加える。

(6) 身体的拘束等の適正化を図るために、次のアからウまでに掲げる措置を講ずること。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な職員に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他必要な職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第4項第2号中「または病院」を「、介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。)または病院」に改め、同項第3号中「ウまで」を「エまで」に改め、同号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 介護医療院 栄養士、調理員または事務員その他の従業者

別表第6項第7号に次のように加える。

カ 身体的拘束等の適正化を図るために、次の(ア)から(ウ)までに掲げる措置を講ずること。

と。

(㉞) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他必要な職員に周知徹底を図ること。

(㉟) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(㊀) 支援員その他必要な職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第16号）の一部を次のように改正する。

付則第5項中「介護老人保健施設をいう。」の右に「以下同じ。」を加え、「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

付則第6項および第7項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

別表第1第2項第6号イ(㉞)中「第12項第1号」を「第13項第1号」に改め、同号イ(㉟)中「第12項第4号」を「第13項第4号」に改め、同表第3項第9号中「介護老人保健施設」の右に「もしくは介護医療院（介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）」を加え、同表第4項第2号中「介護老人保健施設」の右に「もしくは介護医療院」を加え、同表第5項第2号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 身体的拘束等の適正化を図るために、次の(㉞)から(㊀)までに掲げる措置を講ずること。

(㉞) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な職員に周知徹底を図ること。

(㉟) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(㊀) 介護職員その他必要な職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

別表第1中第17項を第18項とし、第14項から第16項までを1項ずつ繰り下げ、同表第13項第2号エ中「第15項第3号」を「第16項第3号」に改め、同号オ中「第16項第2号」を「第17項第2号」に改め、同項を同表第14項とし、同表第12項を同表第13項とし、同表第11項を同表第12項とし、同表第10項を同表第11項とし、同表第9項中キをクとし、カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 緊急時における対応方法

別表第1第9項を同表第10項とし、同表第8項の次に次の1項を加える。

9 設置者は、入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備え、あらかじめ、第3項第1号の規定に基づき配置される医師との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めること。

別表第2第3項第3号中「第12項第1号」を「第13項第1号」に、「第12項第4号」を「第13項第4号」に改め、同表第9項中「第17項まで」を「第18項まで」に、「同表第9項第2号ウ」を「同表第9項中「第3項第1号」とあるのは「別表第2第4項第4号において準用する第3項第1号」と、同表第10項第2号ウ」に、「同表第10項第1号」を「同表第11項第1号」に、「同表第13項第2号ア」を「同表第14項第2号ア」に、「第15項第3号」を「第16項第3号」に、「第16項第2号」を「第17項第2号」に、「同表第16項第1号」を「同表第17項第1号」に、「第17項第2号」を「第18項第2号」に改める。

別表第3第1項第3号中「第12項第1号」を「第13項第1号」に、「第12項第4号」を「第13項第4号」に改め、同表第2項第1号中「エまで」を「オまで」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 介護医療院 栄養士、調理員または事務員その他の従業者

別表第3第3項第4号中「別表第1第17項」を「別表第1第18項」に改め、同表第4項中「第16項まで」を「第17項まで」に、「同表第13項第2号ウ」を「同表第9項中「第3項第1号」とあるのは「別表第3第2項第4号において準用する第3項第1号」と、同表第14項第2号ウ」に、「第15項第3号」を「第16項第3号」に、「第16項第2号」を「第17項第2号」に改める。

別表第4中「第17項まで」を「第18項まで」に、「第12項第1号」を「第13項第1号」に、「第12項第4号」を「第13項第4号」に、「同表第9項第2号ウ」を「同表第9項中「第3項第1号」とあるのは「別表第4において準用する第3項第1号」と、同表第10項第2号ウ」に、「同表第10項第1号」を「同表第11項第1号」に、「同表第13項第2号ア」を「同表第14項第2号ア」に、「第15項第3号」を「第16項第3号」に、「第16項第2号」を「第17項第2号」に、「同表第16項第1号」を「同表第17項第1号」に、「第17項第2号」を「第18項第2号」に改める。

(滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同じ。）」の右に「、第72条の2第1項各号」を加える。

第3条中「第42条第1項第2号」の右に「、第72条の2第1項各号」を加える。

付則第3項中「転換をいう。以下」を「転換をいう。次項、付則第7項および第8項において」に改める。

付則に次の3項を加える。

25 療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等または当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介

護者、要支援者その他の者を入所させ、または入居させるための施設の用に供することをいう。次項および付則第27項において同じ。)を行って別表第10第1項第1号に規定する指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設(介護老人保健施設もしくは介護医療院または病院もしくは診療所に併設される同号に規定する指定特定施設をいう。以下この項から付則第27項までにおいて同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員および計画作成担当者の数は、同表第1項第3号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設もしくは介護医療院または病院もしくは診療所の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。

(2) 生活相談員または計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当な数

26 療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って別表第10第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員および計画作成担当者の数は、同項第4号の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当な数とする。

27 療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って別表第10第1項第1号に規定する指定特定施設入居者生活介護または同表第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設もしくは介護医療院または病院もしくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、同表第1項第2号および第2項第3号の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所および食堂を置かないことができる。

別表第1第1項第6号イ中(ク)を(ケ)とし、(ウ)から(キ)までを(エ)から(ク)までとし、(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能^{くう}その他の利用者の心身の状態および生活の状況に係る必要な情報を居宅介護支援事業者等に提供すること。

別表第1第1項第12号の次に次の1号を加える。

(12) の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成または変更に関し、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援の事業を行う事業所をいう。別表第8第1項第5号エにおいて同じ。)の介護支援専門員または居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行わないこと。

別表第1第2項第2号カ中「前項第3号ケ」を「第1項第3号ケ」に改め、同項第3号イ中

「前項第6号ア」を「第1項第6号ア」に改め、同項第4号中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「次項第4号」を「第3項第4号」に改め、同項を同表第3項とし、同表第1項の次に次の1項を加える。

2 共生型訪問介護の事業

(1) 従業者

ア 指定居宅介護事業者（滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第8号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）別表第1第1項第1号に規定する指定居宅介護事業者をいう。）および指定重度訪問介護（同表第2項第1号に規定する指定重度訪問介護をいう。以下この号において同じ。）の事業を行う者が、訪問介護に係る共生型居宅サービス（法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。以下同じ。）（以下この項において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う場合における指定居宅介護事業所（同表第1項第2号に規定する指定居宅介護事業所をいう。）または指定重度訪問介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号においてこれらを「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の数は、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（同項第1号に規定する指定居宅介護をいう。）または指定重度訪問介護（以下この号においてこれらを「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を、指定居宅介護等の利用者の数と共生型訪問介護の利用者の数とを合計した数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要な数以上とすること。

イ アに定めるもののほか、共生型訪問介護の事業の従業者については、前項第3号（イを除く。）の規定を準用する。この場合において、同号ウ中「利用者（」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者および指定居宅介護等の利用者をいい、）」と、「指定訪問介護または」とあるのは「共生型訪問介護および指定居宅介護等または」と読み替えるものとする。

(2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所等から必要な技術的支援を受けることができること。

(3) 前項第1号および第4号から第16号までの規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、同項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「次項第3号において準用する第7号ア」と、同項第11号イ（イ）中「第4号ス」とあるのは「次項第3号において準用する第4号ス」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第16号イ」と読み替えるものとする。

別表第2第1項第6号中「および第11号（イ（ア）を除く。）」を「、第11号（イ（ア）を除く。）」、第12号および第13号」に改め、同表第2項第2号ウ中「同表第2項第2号エ」を「同表第3項第2号エ」に改め、同項第3号中「第12号」の右に「、第13号」を加える。

別表第3第6項中「および第12号」を「、第12号および第13号」に改める。

別表第4第2項中「または介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設または介護医療院」に改め、同表第4項第1号中「当たる」の右に「医師および」を加え、同項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「別表第4第4項第1号」の右に「および第2号」を加え、「前号」を「第1号および第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 医師および理学療法士等の数は、それぞれ1人以上とすること。

(3) 医師は、常勤の者とすること。

別表第4第6項中「および第10号」を「、第10号から第12号までおよび第13号」に改める。

別表第5第2項中「または指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーションおよび指定介護予防訪問看護ステーション（指定介護予防サービス基準条例別表第3第2項第1号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。）をいう。以下この表において同じ。）」を削り、同表第4項第1号ア中「、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師および准看護師を除いた保健師、看護師または准看護師をいう。以下この表において同じ。）」を削り、同号ウ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削り、同項第4号中「から第3号まで」を「および第2号」に、「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同表第5項第1号ア中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同表第6項中「および第11号（イ（ア）を除く。）」を「、第11号（イ（ア）を除く。）」、第12号および第13号」に、「同項第7号イ（ウ）中「時間ならびに通常の事業の実施地域」とあるのは「時間」と、同号イ（エ）」を「同項第7号イ（エ）」に改める。

別表第6第1項第8号中「および第11号」を「、第11号、第12号および第13号」に改め、同表第2項第2号コ中「同表第2項第2号エ」を「同表第3項第2号エ」に改め、同項第3号中「第9号ウ、第11号」を「第11号、第12号、第13号」に、「別表第6第2項第3号」を「別表第6第3項第3号」に改め、同項を同表第3項とし、同表第1項の次に次の1項を加える。

2 共生型通所介護の事業

(1) 従業者

ア 指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準条例別表第3第1項第1号に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例別表第7第1項第1号に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例別表第8第

1項第1号に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第6号。以下「指定通所支援基準条例」という。）別表第1第1項第1号に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この項において同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所（同表第1項第2号に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下この項において同じ。）において指定児童発達支援（同表第1項第1号に規定する指定児童発達支援をいう。以下この項において同じ。）を提供する指定児童発達支援事業者を除く。）および指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例別表第3第1項第1号に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所（同号に規定する指定放課後等デイサービス事業者が当該指定放課後等デイサービス（同号に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下この項において同じ。）の事業を行う事業所をいう。以下この項において同じ。）において指定放課後等デイサービスを提供する指定放課後等デイサービス事業者を除く。）が、通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この項において「共生型通所介護」という。）の事業を行う場合における指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例別表第3第1項第2号アに規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準条例別表第7第1項第2号アに規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準条例別表第4第1項第3号イ（イ）aに規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所または指定放課後等デイサービス事業所（以下この号においてこれらを「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の数は、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス基準条例別表第3第1項第1号に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準条例別表第7第1項第1号に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準条例別表第8第1項第1号に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援または指定放課後等デイサービス（以下この号においてこれらを「指定生活介護等」という。）の利用者の数を、指定生活介護等の利用者の数と共生型通所介護の利用者の数とを合計した数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要な数以上とすること。

イ アに定めるもののほか、共生型通所介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カおよびケからサまでの規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所等から必要な技術的支援を受けることができること。

(3) 別表第1第1項第4号(コおよびサを除く。)、第5号、第6号ア(イ)から(ロ)までならびにウ(ア)、(ロ)から(カ)まで、(ク)および(ケ)、第7号、第8号、第11号、第12号ならびに第13号から第16号までならびに前項第1号、第2号エ、第4号および第5号(ウを除く。)から第7号までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第7号ア」と、同項第5号ウ中「の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用、共生型通所介護に通常要する時間を超える共生型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の共生型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用、食事の提供に要する費用、おむつ代その他共生型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同項第6号ウ(ロ)中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに共生型通所介護の利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第11号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「通所介護計画」と、同号イ(イ)中「第4号ス」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第4号ス」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第14号イ」と、同号イ(ロ)中「第15号イ」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第16号イ」と、同項第14号ア中「の提供」とあるのは「または別表第6第2項第3号において準用する同表第1項第2号エの規定による届出に係る宿泊サービスの提供」と、前項第2号エ中「ウただし書の場合(指定通所介護事業者が、夜間および深夜に当該指定通所介護事業所の設備を当該指定通所介護事業所の用途以外の用途(宿泊サービスの事業の用途に限る。)に供する場合に限る。）」とあるのは「夜間および深夜に当該共生型通所介護の事業を行う事業所の設備を当該事業所の用途以外の用途(宿泊サービスの事業の用途に限る。)に供する場合」と読み替えるものとする。

別表第7第2項第2号中「介護老人保健施設」の右に「または介護医療院」を加え、同表第3項第5号中「理学療法士、作業療法士」を「理学療法士等」に改め、同表第5項中「および第11号」を「、第11号、第12号および第13号」に改める。

別表第8第1項第2号イ中「もしくは介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設もしくは

介護医療院」に改め、同項第5号エ中「（滋賀県介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の従業者および運営に関する基準等を定める条例（平成26年滋賀県条例第74号）別表第1項第2号に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）」を削り、同項第12号中「および第11号」を「、第11号、第12号および第13号」に、「別表第6第1項第6号」を「別表第6第1項第6号（ウを除く。）」に改め、同表第2項第9号中「ならびに第11号」を「、第11号、第12号ならびに第13号」に、「別表第6第1項第6号」を「別表第6第1項第6号（ウを除く。）」に改め、同表第3項第2号中「別表第8第3項第1号」を「別表第8第4項第1号」に改め、同項第3号オ中「別表第8第3項第3号ア」を「別表第8第4項第3号ア」に改め、同項第4号エ中「第3項第4号エ」を「第4項第4号エ」に改め、同号オ中「別表第8第3項第4号ア」を「別表第8第4項第4号ア」に改め、同号カ中「同表第2項第2号エ」を「同表第3項第2号エ」に改め、同項第6号中「、第11号」を「、第11号、第12号、第13号」に、「別表第6第1項第6号」を「別表第6第1項第6号（ウを除く。）」に、「別表第8第3項第6号」を「別表第8第4項第6号」に、「第3項第6号」を「第4項第6号」に改め、同項を同表第4項とし、同表第2項の次に次の1項を加える。

3 共生型短期入所生活介護の事業

(1) 指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス基準条例別表第4第1項第1号に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この項において同じ。）の設置者が指定短期入所事業所（同表第1項第2号アに規定する指定短期入所事業所をいう。以下この項において同じ。）として当該指定障害者支援施設と一体的に運営を行う指定短期入所事業所または指定障害者支援施設の設置者が当該指定障害者支援施設の利用者に利用されていない居室の全部または一部を利用して指定短期入所（同表第1項第1号に規定する指定短期入所をいう。以下この項において同じ。）の事業を行う場合における指定短期入所事業所において指定短期入所を提供する指定短期入所事業者に限る。）が、短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下この項において「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う場合における当該指定短期入所事業所の居室の床面積は、9.9平方メートルに当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数とを合計した数を乗じて得た面積以上とすること。

(2) 従業者

ア 指定短期入所事業者が共生型短期入所生活介護の事業を行う場合における指定短期入所事業所の従業者の数は、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数とを合計した数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要な数以上とすること。

イ アに定めるもののほか、共生型短期入所生活介護の事業の従業者については、別表第

1 第1項第3号カおよびケからサまでの規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所等から必要な技術的支援を受けることができること。

(4) 別表第1第1項第4号イからキまで、ケ、シおよびス、第5号オ、第6号ア(イ)から(ロ)までならびにウ(エ)、(オ)、(カ)および(ク)、第7号、第8号、第9号ウ、第11号、第12号ならびに第13号から第16号(アを除く。)まで、別表第6第1項第6号(ウを除く。)および第7号ならびに第1項第1号、第5号(オを除く。)、第6号(カを除く。)、第7号(ウを除く。)から第11号までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第6号ウ(ロ)中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員(別表第8第1項第4号キの規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)、サービスの利用に当たつての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ(ウ)中「指定訪問介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号ウ中「医師」とあるのは「医師または省令第121条第1項第13号に規定する協力医療機関」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第3項第4号において準用する同表第1項第7号イ(ロ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ク)中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所生活介護計画」と、同号イ(イ)中「第4号ス」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第4号ス」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第16号イ」と、第1項第5号イ中「第12号」とあるのは「第3項第4号」と読み替えるものとする。

別表第9第1項第2号ア中「(ロ)まで」を「(カ)まで」に改め、同号ア(ロ)中「、食堂」を削り、同号アに次のように加える。

(カ) 介護医療院(ユニット型介護医療院(滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例(平成30年滋賀県条例第号)第3条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。))を除く。以下この項において同じ。)である指定短期入所療養介護事業所 介護医療院として必要な施設および設備

別表第9第1項第3号カ中「オまで」を「カまで」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「エまで」を「オまで」に改め、同号オを同号カとし、同号エの次に次のように加える。

オ 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所

(ア) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士または作業療法士および栄養士を置くこと。

(イ) (ア) に規定する従業者の数は、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院として必要な数が確保されるために必要な数以上とすること。

別表第9第1項第4号ア中「介護老人保健施設」の右に「もしくは介護医療院」を加え、同号イ中「(ウ) まで」を「(エ) まで」に改め、同号イに次のように加える。

(エ) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院の入所定員および療養室の定員を超えることとなる利用者の数

別表第9第1項第7号中「ならびに第11号」を「、第11号、第12号ならびに第13号」に、「別表第6第1項第6号」を「別表第6第1項第6号(ウを除く。)」に改め、同表第2項第2号ア中「(ウ) まで」を「(エ) まで」に改め、同号アに次のように加える。

(エ) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 ユニット型介護医療院として必要な施設および設備

別表第9第2項第4号ア中「または(イ)」を「から(ウ) まで」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合におけるユニット型介護医療院の入居定員および療養室の定員を超えることとなる利用者の数

別表第9第2項第5号中「ならびに第11号から」を「、第11号、第12号ならびに第13号から」に、「別表第6第1項第6号」を「別表第6第1項第6号(ウを除く。)」に改める。

別表第10第1項第1号中「指定特定施設入居者生活介護の事業」を「指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護の事業」に改め、同項第3号セ中「同表第2項第2号エ」を「同表第3項第2号エ」に改め、同項第6号ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)を(イ)とし、(ア)として次のように加える。

(ア) 利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、当該利用者の心身の状況に応じて、日常生活に必要な援助を適切に行うこと。

別表第10第1項第6号ウに次のように加える。

(エ) 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(イ) 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急かつやむを得ない理由を記録すること。

(ウ) 身体的拘束等の適正化を図るために、次のaからcまでに掲げる措置を講ずること。

a 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。

- b 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- c 介護職員その他必要な従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

別表第10第1項第6号エ中「ならびに別表第8第1項第7号イ（イを除く。）」を削り、「別表第1第1項第6号ウ（オ）中」を「同号ウ（オ）中」に改め、同項第8号中「および第11号」を「、第11号、第12号および第13号」に、「別表第6第1項第6号」を「別表第6第1項第6号（ウを除く。）」に、「別表第10第1項第6号エにおいて準用する別表第8第1項第7号イ（イ）の規定による身体的拘束等の記録および別表第10第1項第4号ケの規定による結果の記録」を「別表第10第1項第4号ケの規定による結果の記録および同項第6号ウ（オ）の規定による身体的拘束等の記録」に改め、同表第2項第4号コ中「同表第2項第2号エ」を「同表第3項第2号エ」に改め、同項第7号中「ならびに第11号」を「、第11号、第12号ならびに第13号」に、「別表第6第1項第6号」を「別表第6第1項第6号（ウを除く。）」に、「別表第8第1項第7号イ（イを除く。）および第10号（イを除く。）」を「別表第8第1項第10号（イを除く。）」に、「同項第7号において準用する別表第8第1項第7号イ（イ）の規定による身体的拘束等の記録および別表第10第2項第7号において準用する同表第1項第4号ケの規定による結果の記録」を「同号オにおいて準用する同表第1項第4号ケの規定による結果の記録および同表第2項第7号において準用する同表第1項第6号ウ（オ）の規定による身体的拘束等の記録」に改める。

別表第11第1項第4号イ（ア）中「利用料等」を「利用料、全国平均貸与価格等」に改め、同号イ中（ク）を（カ）とし、（キ）を（ク）とし、（カ）を（キ）とし、（オ）の次に次のように加える。

（カ）同一種目における機能または価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者
に提供すること。

別表第11第1項第4号ウ中「福祉用具専門相談員」と」の右に「、同号ア（イ）中「利用者」とあるのは「利用者および当該利用者に係る介護支援専門員」と」を加え、同項第7号中「および第10号」を「、第10号から第12号までおよび第13号」に改め、同表第2項第2号中「第9号（ウを除く。）」の右に「から第12号まで、第13号」を加える。

別表第12第5項第2号中「（カ）」を「（キ）」に、「利用料等」を「利用料、全国平均貸与価格等」に、「同号イ（キ）」を「同号イ（ク）」に、「同号イ（ク）」を「同号イ（カ）」に改め、同表第6項中「および第9号（ウを除く。）」を「、第9号（ウを除く。）から第12号までおよび第13号」に改める。

（滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

付則第6項から第10項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

別表第1第2項第1号中「病院または」を「介護医療院または病院もしくは」に、「または

病院」を「もしくは介護医療院または病院」に改め、同表第3項第2号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 介護医療院 栄養士または介護支援専門員

別表第1第3項第3号中「病院または」を「介護医療院または病院もしくは」に改め、同表第6項第4号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 身体的拘束等の適正化を図るために、次の(ア)から(ウ)までに掲げる措置を講ずること。

(ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。

(イ) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(ウ) 介護職員その他必要な従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

別表第2第3項第1号中「病院または」を「介護医療院または病院もしくは」に改める。

(滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第6条 滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第19号）の一部を次のように改正する。

付則第5項から第7項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

別表第1第4項第1号中「第10項第1号」を「第11項第1号」に改め、同項第4号中「介護老人保健施設」の右に「もしくは介護医療院」を加え、同表第6項第3号中「第17項第3号および第18項第2号」を「第18項第3号および第19項第2号」に改め、同項第4号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 身体的拘束等の適正化を図るために、次の(ア)から(ウ)までに掲げる措置を講ずること。

(ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。

(イ) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(ウ) 介護職員その他必要な従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

別表第1中第19項を第20項とし、第15項から第18項までを1項ずつ繰り下げ、同表第14項第2号エ中「第17項第3号」を「第18項第3号」に改め、同号オ中「第18項第2号」を「第19項第2号」に改め、同号カ中「第19項第2号」を「第20項第2号」に改め、同項を同表第15項とし、同表第13項を同表第14項とし、同表第12項を同表第13項とし、同表第11項を同表第12項とし、同表第10項第2号中キをクとし、カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 緊急時における対応方法

別表第1第10項を同表第11項とし、同表第9項の次に次の1項を加える。

10 開設者は、入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備え、あらかじめ、第3項第1号の規定に基づき配置される医師との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めること。

別表第2第5項第2号中「第17項第3号」を「第18項第3号」に、「第18項第2号」を「第19項第2号」に改め、同表第9項中「第19項まで」を「第20項まで」に、「第10項第1号」を「第11項第1号」に、「同表第10項第2号ウ」を「同表第10項中「第3項第1号」とあるのは「別表第2第4項第4号において準用する第3項第1号」と、同表第11項第2号ウ」に、「同表第14項第2号」を「同表第15項第2号」に、「第17項第3号」を「第18項第3号」に、「第18項第2号」を「第19項第2号」に、「第19項第2号」を「第20項第2号」に、「同表第16項第2号」を「同表第17項第2号」に改める。

(滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の21」を「第115条の11」に改め、「同じ。）」の右に「、第115条の2の2第1項各号」を加える。

第3条中「第54条第1項第2号」の右に「、第115条の2の2第1項各号」を加える。

付則第5項中「転換をいう。以下」を「転換をいう。付則第6項、第9項および第10項において」に改める。

付則に次の3項を加える。

22 療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等または当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、または入居させるための施設の用に供することをいう。次項および付則第24項において同じ。）を行って別表第10第1項第1号に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設もしくは介護医療院または病院もしくは診療所に併設される同号に規定する指定介護予防特定施設をいう。以下この項から付則第24項までにおいて同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員および計画作成担当者の数は、同表第1項第3号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設もしくは介護医療院または病院もしくは

診療所の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。

(2) 生活相談員または計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当な数

23 療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って別表第10第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当な数とする。

24 療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って別表第10第1項第1号に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護または同表第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設もしくは介護医療院または病院もしくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、同表第1項第2号および第2項第3号の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所および食堂を設けないことができる。

別表第4第2項中「または介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設または介護医療院」に改め、同表第4項第1号中「当たる」の右に「医師および」を加え、同項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「別表第4第4項第1号」の右に「および第2号」を加え、「前号」を「第1号および第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 医師および理学療法士等の数は、それぞれ1人以上とすること。

(3) 医師は、常勤の者とすること。

別表第5第2項中「または指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス基準条例別表第3第2項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）および指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下この表において同じ。）」を削り、同表第4項第1号ア中「、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師および准看護師を除いた保健師、看護師または准看護師をいう。以下この表において同じ。）」を削り、同号ウ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削り、同項第4号中「から第3号まで」を「および第2号」に、「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同表第5項第3号を削り、同項第4号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同表第6項中「同項第7号イ（ウ）中「時間ならびに通常の事業の実施地域」とあるのは「時間」

と、同号イ(ニ)」を「同項第7号イ(ニ)」に改める。

別表第7第2項第2号中「介護老人保健施設」の右に「または介護医療院」を加える。

別表第8第1項第2号イ中「もしくは介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設もしくは介護医療院」に改め、同表第3項第2号中「別表第8第3項第1号」を「別表第8第4項第1号」に改め、同項第3号オ中「別表第8第3項第3号ア」を「別表第8第4項第3号ア」に改め、同項第4号エ中「第3項第4号エ」を「第4項第4号エ」に改め、同号オ中「別表第8第3項第4号ア」を「別表第8第4項第4号ア」に改め、同項第6号中「別表第8第3項第6号」を「別表第8第4項第6号」に、「第3項第6号」を「第4項第6号」に改め、同項を同表第4項とし、同表第2項の次に次の1項を加える。

3 共生型介護予防短期入所生活介護の事業

(1) 指定短期入所事業者（滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第8号）別表第4第1項第1号に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この項において同じ。）の設置者が指定短期入所事業所（同表第1項第2号アに規定する指定短期入所事業所をいう。以下この項において同じ。）として当該指定障害者支援施設と一体的に運営を行う指定短期入所事業所または指定障害者支援施設の設置者が当該指定障害者支援施設の利用者に利用されていない居室の全部または一部を利用して指定短期入所（同表第1項第1号に規定する指定短期入所をいう。以下この項において同じ。）の事業を行う場合における指定短期入所事業所において指定短期入所を提供する指定短期入所事業者に限る。）が、介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。）（以下この項において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う場合における当該指定短期入所事業所の居室の床面積は、9.9平方メートルに当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数とを合計した数を乗じて得た面積以上とすること。

(2) 従業者

ア 指定短期入所事業者が共生型介護予防短期入所生活介護の事業を行う場合における指定短期入所事業所の従業者の数は、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数とを合計した数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要な数以上とすること。

イ アに定めるもののほか、共生型介護予防短期入所生活介護の事業の従業者については、

別表第2第1項第3号エおよびカからクまでの規定を準用する。この場合において、同号中「看護職員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

- (3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所等から必要な技術的支援を受けることができること。
- (4) 別表第2第1項第4号イからキまで、ケ、サおよびシ、第5号カ、第6号イからエまで、カ、キ、ケおよびコ、第7号、第8号、第9号ウならびに第11号から第16号（アを除く。）まで、別表第4第5項第1号イからエまでおよび第2号ア、別表第7第6項（第3号を除く。）および第7項ならびに第1項第1号、第5号（オを除く。）、第6号（カを除く。）および第7号（ウを除く。）から第11号までの規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第6号カ中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号コ中「常に」とあるのは「主治の医師または歯科医師と連携し、常に」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員（別表第8第1項第4号キの規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）および非常災害対策を」と、同号イ（ウ）中「指定介護予防訪問入浴介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号ウ中「第140条の4第1項第11号」とあるのは「第140条の10第1項第13号」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第3項第4号において準用する同表第1項第7号アに規定する介護予防短期入所生活介護計画および同号イ（ウ）の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ（ア）中「第4号シ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第4号シ」と、同号イ（イ）中「第14号イ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第14号イ」と、同号イ（ウ）中「第15号イ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第15号イ」と、同号イ（エ）中「第16号イ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第16号イ」と、第1項第5号イ中「第12号」とあるのは「第3項第4号」と読み替えるものとする。

別表第9第1項第2号ア中「（エ）まで」を「（オ）まで」に改め、同号ア（エ）中「、食堂」を削り、同号アに次のように加える。

（オ） 介護医療院（ユニット型介護医療院（滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成30年滋賀県条例第号）第3条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。）を除く。以下この項において同じ。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護医療院として必要な施設および設備

別表第9第1項第3号カ中「オまで」を「カまで」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「エまで」を「オまで」に改め、同号オを同号カとし、同号エの次に次のように加える。

オ 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所

(㉞) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士または作業療法士および栄養士を置くこと。

(イ) (㉞) に規定する従業者の数は、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院として必要な数が確保されるために必要な数以上とすること。

別表第9第1項第4号ア中「介護老人保健施設」の右に「もしくは介護医療院」を加え、同号イ中「(ウ)まで」を「(㉞)まで」に改め、同号イに次のように加える。

(㉞) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院の入所定員および療養室の定員を超えることとなる利用者の数

別表第9第2項第2号ア中「(ウ)まで」を「(㉞)まで」に改め、同号アに次のように加える。

(㉞) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 ユニット型介護医療院として必要な施設および設備

別表第9第2項第4号ア中「または(イ)」を「から(ウ)まで」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合におけるユニット型介護医療院の入居定員および療養室の定員を超えることとなる利用者の数

別表第10第1項第1号中「指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業」を「指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護の事業」に改め、同項第6号イに次のように加える。

(ウ) 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(㉞) 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急かつやむを得ない理由を記録すること。

(㉞) 身体的拘束等の適正化を図るために、次のaからcまでに掲げる措置を講ずること。

- a 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。
- b 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- c 介護職員その他必要な従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

別表第10第1項第6号ウ中「、別表第4第5項第2号アならびに別表第8第1項第7号イ(イ)および(ウ)」を「ならびに別表第4第5項第2号ア」に改め、同項第8号中「同項第6号ウにおいて準用する別表第8第1項第7号イ(ウ)の規定による身体的拘束等の記録および別表第10第1項第4号ケの規定による結果の記録」を「同項第4号ケの規定による結果の記録および

び同項第6号イ(エ)の規定による身体的拘束等の記録」に改め、同表第2項第7号中「別表第8第1項第7号イ(イ)および(ウ)ならびに第10号(イを除く。)」を「別表第8第1項第10号(イを除く。)」に、「同項第7号において準用する別表第8第1項第7号イ(ウ)の規定による身体的拘束等の記録および別表第10第2項第5号オにおいて準用する同表第1項第4号ケの規定による結果の記録」を「同号オにおいて準用する同表第1項第4号ケの規定による結果の記録および同表第2項第7号において準用する同表第1項第6号イ(エ)の規定による身体的拘束等の記録」に改める。

別表第11第1項第4号イ(ア)中「利用料等」を「利用料、全国平均貸与価格等」に改め、同号イ中(キ)を(ク)とし、(カ)を(キ)とし、(カ)の次に次のように加える。

(カ) 同一種目における機能または価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。

別表第11第1項第4号ウ中「別表第4第5項第1号オ」を「別表第4第5項第1号エ中「利用者」とあるのは「利用者および当該利用者に係る介護支援専門員」と、同号オ」に改める。

別表第12第5項第3号中「(カ)」を「(キ)」に、「利用料等」を「利用料、全国平均貸与価格等」に、「同号イ(キ)」を「同号イ(ク)」に改める。

(滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第21号)の一部を次のように改正する。

付則第8項および第9項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

別表第1第6項第4号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 身体的拘束等の適正化を図るために、次の(ア)から(ウ)までに掲げる措置を講ずること。

(ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。

(イ) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(ウ) 介護職員その他必要な従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(滋賀県介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の従業者および運営に関する基準等を定める条例の廃止)

第9条 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の従業者および運営に関する基準等を定める条例(平成26年滋賀県条例第74号)は、廃止する。

付 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条中滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(次項

において「指定居宅サービス基準条例」という。)別表第11第1項第4号イ(ア)の改正規定および別表第12第5項第2号の改正規定(「利用料等」を「利用料、全国平均貸与価格等」に改める部分に限る。)ならびに第7条中滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(付則第3項において「指定介護予防サービス基準条例」という。)別表第11第1項第4号イ(ア)の改正規定および別表第12第5項第3号の改正規定(「利用料等」を「利用料、全国平均貸与価格等」に改める部分に限る。)は、同年10月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第4条の規定による改正前の指定居宅サービス基準条例(以下この項において「旧指定居宅サービス基準条例」という。)別表第5第1項に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員(歯科衛生士が行う介護保険法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師および准看護師を除いた保健師、看護師または准看護師をいう。)が行うものについては、旧指定居宅サービス基準条例別表第5第1項から第4項までおよび第5項第3号の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。
- 3 この条例の施行の際現に介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第7条の規定による改正前の指定介護予防サービス基準条例(以下「旧指定介護予防サービス基準条例」という。)別表第5第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員(歯科衛生士が行う介護保険法第8条の2第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師および准看護師を除いた保健師、看護師または准看護師をいう。)が行うものについては、旧指定介護予防サービス基準条例別表第5第1項から第4項までおよび第5項第3号の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。